

国民の政治参加の促進と公明かつ適正な選挙の実現について

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な機会であるが、近年においては、全国的に投票率が低下傾向にあり、令和5年の統一地方選挙においては、知事選挙46.78%、県議会議員選挙41.85%と、いずれも過去最低を記録する結果となっている。中国・四国地方における直近の知事選挙・県議会議員選挙では、一部の県では投票率が上昇したもの、過去と比較して低水準に留まっている。国政選挙の投票率は、依然として低い水準に留まっており、投票率低下の傾向は、国政選挙・地方選挙を問わず、同様の状況である。

また、改選定数に占める無投票当選者数の割合についても、令和5年の統一地方選挙においては、都道府県議会議員選挙25.0%、町村議会議員選挙30.8%と増加傾向にあり、地方議員のなり手不足も深刻化している。

各自治体では、選挙時の各種啓発活動や、期日前投票所の増設、投票所への移動支援などの利便性・投票環境の向上を図り、また、常時啓発として選挙出前授業等の主権者教育に鋭意取り組んでいるが、投票率の向上への効果は明確には見られていない。加えて、投票立会人の確保に苦労している市町村もあり、投票所数の減少につながる一因となっている。

さらに、令和6年の東京都知事選挙では、営利目的のため、ポスター掲示場に選挙運動のためではないポスターが掲示されるなど、民主主義の信認を脅かす事態が発生したほか、AIなどのデジタル技術の進展により、フェイク情報の拡散など、個々人が責任をもって主体的に判断し、選挙を通じて政治の指向性を決定する「人間主導の民主主義」が危険にさらされている。

このため、国民の政治参加を促進するのに必要な投票環境の整備とともに、選挙を通じて政治に国民の意見を適正に反映し、民主主義にとって危機的な状況を回避するため、次の事項について要望する。

1 国民の政治参加促進に向けた取組

全ての国民が安心して大切な一票を投じることのできるよう、国における「投票環境向上」や「郵便等投票の対象者拡大の検討」、「インターネット投票の検討」等の対策をさらに加速させること。

また、地域によっては投票立会人の確保困難が投票所減少の一因となっていることを踏まえ、投票立会人の配置要件を緩和し、市町村が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を構築することやオンラインでの投票立会

を推進することなど、民主主義の根幹をなす選挙制度の見直しを更に進めること。

併せて、なり手不足解消のための「多様な人材が立候補しやすい環境の整備」や「自治会の加入率低下の対策を含めたシティズンシップ教育（市民の社会参画・政治参加のための教育）の推進」等を行い、国民の政治参加促進のため、制度改正も視野に入れた抜本的な見直しを行うこと。

2 自治体の取組に対する支援・援助

市町村による投票所等の増設や移動支援の取組を一層促進するとともに、そうした国民の政治参加に向けた各自治体の取組等について、財政措置も含めた支援・援助を行うこと。

3 公明かつ適正な選挙の実現

営利目的等により選挙運動のためでないポスターが掲示されるなど、民主主義の信認を脅かす事態が生じたことを踏まえ公職選挙法の改正も含めて国会で議論するとともに、法令の解釈・運用の明確化を図るなど、国として適切に対応すること。また、AIなどのデジタル技術によるフェイク情報の拡散などを防ぎ、人間主導の民主主義を担保するためのルールづくりを国として推進すること。

令和6年10月15日

中四国サミット

| | |
|---------------|-----------|
| 鳥 取 県 知 事 | 平 井 伸 治 |
| 島 根 県 知 事 | 丸 山 達 也 |
| 岡 山 県 知 事 | 伊 原 木 隆 太 |
| 広 島 県 知 事 | 湯 崎 英 彦 |
| 山 口 県 知 事 | 村 岡 政 純 |
| 徳 島 県 知 事 | 後 藤 田 正 人 |
| 香 川 県 知 事 | 池 田 豊 広 |
| 愛 媛 県 知 事 | 中 村 時 司 |
| 高 知 県 知 事 | 濱 田 茂 介 |
| (一社)中国経済連合会会長 | 谷 井 啓 |
| 四国経済連合会会長 | 長 启 |